HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 51(4), 369-371
Issue Date	2000-11-10
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15041
Type	bulletin (other)
File Information	51(4)_p369-371.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

雑報

北海道大学法学会記事

○二〇〇〇年四月二七日（木）午後一時半より

「不良債権の回収と法」

報告者　北見良嗣

出席者　二二名

本報告の内容は、五月十三日に開催された日本法社会学会学術大会ミニ・シンポジウム「九十年代日本法の変容」において発表され、日本評論社発行の『法律時報』本年八月号（二〇〇〇年七二巻九号）に掲載された。

○一九九九年五月一九日（金曜日）午後二時より

「環境法と憲法の交錯―『包括的環境対処・補償責任法（CERCLA）』を中心に―」

報告者　ローレンス・チャーチ（ウィスコンシン大学ロースクール教授）

出席者　二九名

一　本報告は、アメリカ合衆国連邦最高裁が連邦制定法である一九九二年石炭産業退職者健康保険法（Coal Industry Retiree Health Benefit Act of 1992; 以下「石炭法」）を違憲とした九八年の Eastern Enterprises v. Apfel 判決（118 S.Ct. 2131）を検討し、その論理が包括的環境対処・補償・責任法（CERCLA; Comp-

rehensive Environmental Response, Compensation and Liability Act of 1980）を始めとする連邦環境法に対して持つ含意を検討する。

二　米国では、一九七〇年代後半、有害廃棄物による土壌汚染の問題が政治問題化した。連邦議会は八〇年にCERCLAを制定し、全国の汚染を、完全に、浄化するとの態度を示した。

CERCLAは汚染物質の発生者を始め広い範囲の者に汚染浄化等の責任を課している。発生者といっても、当該汚染物質が製造ないし処分されたのは数十年前のことであることもありうるし、故に特定できないこともある。CERCLA上の責任は連帯責任、即ちわずかでも汚染に寄与していれば、汚染浄化の全費用について責任を負うというものであり、また過失の有無を問わない厳格責任である。従って、遠い過去の行為に基づいて非常に重い責任を負わされる可能性があるのであり、CERCLAは制定直後から激しい批判を受けてきた。しかし議会は基本的な枠組みに関しては変更せずに維持している。そこで、CERCLAは合憲かという問題が浮上することになる。

三　Eastern Enterprises事件の事案は次のようなものである。一九四七年にアメリカ鉱山労働者組合と石炭企業各社とは全国軟炭賃金合意（1947 NBCWA; National Bituminous Coal Wage Agreement）を結び、労働者に社会福祉給付を行う基金を設立したが、給付内容は基金の理事の判断に委ねられ、特定の給付の保障はなかった。これに対し、七四年のNBCWAは、退職者らへの終身の健康保険給付を定めたものの、歳入については特に手当てをしなかった。他の要因も重なり、基金は財政難に陥った。そこで連邦議会は九二年に石炭法を制定し、かつてNBCWAに加わった企業は、現在の事業内容に関わりなく、労働者に同様の給付を行う新設の基金に支出をなすよう義務付けた。原告はかつて石炭事業を経営していたが、六五年にこれから撤退し、現在は全く異なる事業を行っている。撤退まではNBCWAに加わっていたが、七四年NBCWAには加わっていない。かかる状況の下で石炭法により支出を求められたため、原告は同法が連邦憲法修正五条の収用条項及び実体的デュー・プロセスに反するとして出訴した。判決では、九人の裁判官のうち、五人が適用違憲の結論を支持したが、内一人は他の四人とは異なる理由に基づいており、故に法廷意見は形成されていない。一方残りの四人は石炭法は合憲であるとした。

四　オコナー裁判官は、先例の基準に照らすと石炭法は単なる規制ではなく、憲法上の収用に当たるとした。従来は収用を違憲として適用を拒否したことはなく（補償が命じられるのみである）突出した判示である。さらに、従来は不動産の収容がパ

ラダイム事例であったが、石炭法で問題となったのは金銭の支払いであり、これだとあらゆる規制が収用に当たり得ることになる。

オコナー裁判官に同調したトマス裁判官は、石炭法は連邦憲法第一条九節三項で禁止された事後法に当たりうる、とも言う。しかし事後法禁止条項は連邦憲法制定直後以来一貫して刑事責任のみを射程とするとされてきており、トマス裁判官の判示はこれに反する。

ケネディ裁判官は、石炭法は収用でも事後法でもないとする。しかし、本件はデュー・プロセス条項の下で判断されるべきであるとし、同法のような遡及法は実体的デュー・プロセスに違反し違憲であるとした。一方、ブライヤ裁判官による反対意見は、同様に実体的デュー・プロセスの枠組みで判断するが、同法はこれに反しないとした。今世紀初めには最高裁が連邦政府の経済立法を実体的デュー・プロセスの理論により違憲無効とすることも多かったが、最高裁はニューディール期に態度を変更し、経済的実体的デュー・プロセスの理論は崩壊した。しかし、ケネディ・ブライヤ両裁判官は数十年ぶりにこの理論を復活させ、ケネディ裁判官に至ってはこれに基づいて違憲としたのであった。

五　Eastern Enterprises 判決は比較的狭い領域を扱うものであるが、連邦の経済立法を違憲としたのはニューディール期以来六〇年ぶりである。過去の事情に対して巨大な責任を課されるという点では CERCLA も同様の問題を孕んでおり、同判決に基づく CERCLA 違憲の主張がなされ始めている。CERCLA は石炭法よりも大きく目立つ立法であり、これが違憲とされた場合には他の環境立法へも影響を及ぼすであろう。環境問題が政治の場から法廷闘争の場へ持ち込まれ、さらには政府の本質や権限の範囲に関わる根源的な問題が表面化するであろう。

現在の最高裁裁判官の構成からすると、極端な事案を取り上げた上で CERCLA の一部を違憲とする、という判断が下される可能性が高い。現在の最高裁は環境立法に対して特に敵対的であるわけではないが、連邦政府の領域が拡大することには警戒感を示す。しかし、それ以上に重要なのが、数名の裁判官が近い将来引退するであろうことである。その後任を任命するのは次の大統領であり、これにより最高裁の態度が影響されるのは確実である。現在進行中の大統領選は、誰も意識しないままに、こうした問題が隠れた争点となっている。

（文責：会沢　恒）